



しょう しゃ ぎゃくたい ぼうし
障がい者の虐待防止について

へいせい ねん がつ にち
平成30年11月29日

さっぽろし ほけんふくしきょく しょう ほけんふくしぶ しょう ふくしか
札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課

ぎゃくたいぼうしほう しゅるい

1 虐待防止法の種類

しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう

2 障害者虐待防止法について

さっぽろし しょう しゃぎゃくたい たいおう

3 札幌市の障がい者虐待への対応

さっぽろし つうほう そうだんまどぐち

4 札幌市の通報・相談窓口

へいせい ねんど じょうきょう

5 平成27年度の状況

へいせい ねんど じょうきょう

6 平成28年度の状況

へいせい ねんど じょうきょう

7 平成29年度の状況

ぎゃくたい じれい

8 虐待の事例

1 虐待防止法の種類

しどうぎゃくたい ぼうしとう かん ほうりつ

○児童虐待の防止等に関する法律

へいせい ねん がつこうふ じどうぎゃくたぼうしほう

平成12年5月公布（児童虐待防止法）

はいぐうしゃ ぼうりょく ぼうし およ ひがいしゃ ほごとう かん ほうりつ

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

へいせい ねん がつこうふ でいーぶいぼうしほう

平成13年4月公布（DV防止法）

こうれいしゃぎゃくたい ぼうし こうれいしゃ ようごしゃ たい しえんとう かん ほうりつ

○高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

へいせい ねん がつこうふ こうれいしゃぎゃくたいぼうしほう

平成17年11月公布（高齢者虐待防止法）

しょうがいしゃぎゃくたい ぼうし しょうがいしゃ ようごしゃ たい しえんとう かん ほうりつ

○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

へいせい ねん がつこうふ しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう

平成23年6月公布（障害者虐待防止法）

1 虐待防止法の種類

ほうりつ ちが

○それぞれの法律の違い

	<small>じどう</small> 児童 <small>ぎゃくたいぼうしほう</small> 虐待防止法	<small>でいーふいぼうしほう</small> DV防止法	<small>こうれいしゃ</small> 高齢者 <small>ぎゃくたい ぼうしほう</small> 虐待防止法	<small>しょうがいしゃ</small> 障害者 <small>ぎゃくたい ぼうしほう</small> 虐待防止法
<small>ぎゃくたい しゃ</small> 虐待者	<small>ほごしゃ</small> ・保護者 <small>ほごしゃ いがい どうきょ じん</small> ・保護者以外の同居人	<small>はいぐうしゃ じじつ こん ふう</small> ・配偶者(事実婚を含む) <small>もと はいぐう しゃ</small> ・元配偶者	<small>ようご しゃ</small> ・養護者 <small>よう かいご しせつ じゅうじしゃ とう</small> ・養介護施設従事者等	<small>ようごしゃ</small> ・養護者 <small>しょうがいしゃ ふくし しせつ じゅうじしゃ とう</small> ・障害者福祉施設従事者等 ・使用者
<small>ぎゃくたい</small> 虐待の <small>るいがい</small> 類型	<small>しんたいてき ぎゃくたい</small> ・身体的虐待 <small>せいてき ぎゃくたい</small> ・性的虐待 <small>しんりてき ぎゃくたい</small> ・心理的虐待 <small>ほうき ・ほうにん</small> ・放棄・放任 <small>はいぐうしゃ ぼうりょく</small> ・配偶者への暴力	<small>しんたい たい ふほう こうげき</small> 身体に対する不法な攻撃で <small>せいめいまた しんたい きがい</small> あって生命又は身体に危害 <small>およ また じゆん</small> を及ぼすもの又はこれに準 <small>しんしん ちうがい えいきよう およ</small> ずる心身に有害な影響を及 <small>げんどう</small> ぼす言動	<small>しんたいてきぎゃくたい</small> ・身体的虐待 <small>せいてきぎゃくたい</small> ・性的虐待 <small>しんりてきぎゃくたい</small> ・心理的虐待 <small>ほうき ・ほうにん</small> ・放棄・放任 <small>けいざいてき ぎゃくたい</small> ・経済的虐待	<small>しんたいてきぎゃくたい</small> ・身体的虐待 <small>せいてきぎゃくたい</small> ・性的虐待 <small>しんりてきぎゃくたい</small> ・心理的虐待 <small>ほうき ・ほうにん</small> ・放棄・放任 <small>けいざいてきぎゃくたい</small> ・経済的虐待
<small>つうほう つうこく</small> 通報、通告 <small>ぎむ</small> 義務	<small>ぎゃくたい う おも じどう</small> 虐待を受けたと思われる児 <small>はっけん もの</small> 童を発見した者	<small>はいぐうしゃ ぼうりょく う</small> 配偶者から暴力を受けてい <small>もの はっけん もの</small> る者を発見した者 <small>どりょく ぎむ</small> (努力義務)	<small>ぎゃくたい う おも こう</small> ・虐待を受けたと思われる高 <small>れいしゃ はっけん もの せいめい</small> 齢者を発見した者(生命や <small>しんたい じやうたい きけん しょう</small> 身体に重大な危険が生じて いる場合 <small>よう かいご しせつ じゅうじしゃ とう</small> ・養介護施設従事者等	<small>ぎゃくたい う おも しょう</small> 虐待を受けたと思われる障 <small>がいしゃ はっけん もの</small> 害者を発見した者

2 障害者虐待防止法について

しょう しゃ ぎゃくたい

(1) 障がい者虐待とは

ようごしゃ しょう しゃぎゃくたい

① 養護者による障がい者虐待

しょうがいしゃ ふくし しせつ じゅうじしゃとう しょう しゃ ぎゃくたい

② 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待

しょうしゃ しょう しゃぎゃくたい

③ 使用者による障がい者虐待

2 障害者虐待防止法について

ようご しゃ

◎ 養護者とは

しょうがいしゃ げん ようご もの しょうがいしゃ ふくし しせつ

障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設

じゅうじしゃ どう およ しょうしゃ いがい

従事者等及び使用者以外のもの(第2条第3項)



しんぺん せわ しんたいかいじょ きんせん かんり どう おこな

○身辺の世話や身体介助、金銭の管理等を行っている

かぞく しんぞく どうきよにん ちじん

家族、親族、同居人、知人

どうきよ

しんぺん

せわ

ようご しゃ

○同居していなくても身辺の世話をしていれば養護者

2 障害者虐待防止法について

しょうがいしゃ ふくし しせつ じゅうじしゃとう

◎ 障害者福祉施設従事者等とは

しょうがいしゃ ふくししせつ しょうがいしゃふくし じぎょう かか

障害者福祉施設・障害福祉サービス事業に係る

ぎょうむ じゅうじ もの しょうがいしゃ そうごう しえんほう

業務に従事する者(障害者総合支援法)



しょうがいしゃ そうごうしえんほう

きてい

きょじゅう

障害者総合支援法に規定していない居住サービス

しょうがいしゃ じゅうたく

ようごしゃ ぎゃくたい とりあつか

(障害者住宅など) ⇒ 養護者虐待の取扱いとなる。

2 障害者虐待防止法について

しょうがいしゃぎゃくたい ぎゃうたいぼうしほうせい たいしょうはんい

(参考)障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

○障がい者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別に整理

年齢	所在 場所	福祉施設・事業					企業	学校 病院 保育所
		障害者総合支援法		介護保険法等	児童福祉法			
		障害福祉サービス事業所 (入所系、日中系、訪問系、GH等含む)	相談支援事業所	高齢者施設等 (入所系、通所系、訪問系、居住系等含む)	障害児通所支援事業所	障害児入所施設等(注3)		
18歳未満	児童虐待防止法 ・被虐待者支援 (区保健福祉部・札幌市) (注1)			—	障害者虐待防止法 ※省令で規定 ・適切な権限行使 (札幌市・北海道)	児童福祉法 ・適切な権限行使 (札幌市・北海道) (注4)	障害者虐待防止法 ※省令で規定 ・適切な権限行使 (札幌市・北海道)	
18歳以上65歳未満	障害者虐待防止法 ・被虐待者支援 (区保健福祉部)	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使 (札幌市・北海道)	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使 (札幌市・北海道)	— 【特定疾病 40歳以上】	【20歳まで】(注2)	【20歳まで】	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使 (北海道労働局)	障害者虐待防止法 ・間接的防止措置 (施設長)
65歳以上	障害者虐待防止法 高齢者虐待防止法 ・被虐待者支援 (区保健福祉部)			高齢者虐待防止法 ・適切な権限行使 (札幌市・北海道)	—	—	—	

(注1) 養護者への支援は、被虐待者が18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。なお、配偶者から暴力を受けている場合は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)の対象にもなる。

(注2) 放課後等デイサービスのみのみ

(注3) 小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関等(児童福祉法第33条の10)

(注4) 児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象となる。

「市町村・都道府県における障がい者虐待防止と対応の手引き」(厚生労働省作成)から

2 障害者虐待防止法について

しょう しゃ ぎゃくたい るいけい

(2) 障がい者虐待の類型

しんたいてき ぎゃくたい

① 身体的虐待

ぼうりよく たいばつ しんたい きず いた あた

暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える

こうい しんたい しば かじょう とうやく しんたい

行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の

うご よくせい こうい

動きを抑制する行為

ぐたいてき れい

(具体的な例)

ひらて う なぐ ふよう くすり の

平手打ち、殴る、ける、つねる、不要な薬を飲ませるなど

2 障害者虐待防止法について

しんたいてき ぎゃくたい

○こんなものも身体的虐待になります

はだか ふろば ほうち

・ 裸で風呂場に放置

さむぞら し だ

・ 寒空にベランダへ締め出し

しょく ほそ しょう しゃ えいよう と

・ 食が細い障がい者に、栄養を取らせないといい

おも むり しょくじ くち

ないと思い、無理やり食事を口に入れていた。

りようしゃ

・ 利用者とプロレスごっこをした

しゅうい ぎゃくたい み つうほう

⇒周囲からは虐待と見られて通報されることも

2 障害者虐待防止法について

せいてき ぎゃくたい

② 性的虐待

せいてき こうい きょうよう

性的な行為やその強要

ぐたいてき れい

(具体的な例)

はだか

ことば い

裸にする、キスする、わいせつな言葉を使うなど

ひょうめんじょう

どうい

み

ほんしん

※表面上は同意しているように見えても、本心からの

どうい

みきわ

ひつよう

同意かどうか見極める必要がある)

しょう

しゃほんにん

あいて

こうい

も

⇒ 障がい者本人が相手に好意を持つことも

2 障害者虐待防止法について

しんりてき ぎゃくたい

③ 心理的虐待

おど ぶじよく ことば たいど むし いや

脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなど

せいしんてき くつう あた

によって精神的に苦痛を与えること。

ぐたいてき れい

(具体的な例)

どな わるぐち い なかま い こ あつか

怒鳴る、悪口を言う、仲間に入れない、子ども扱いにする

よ

(「○○ちゃん」などと呼ぶ)など

2 障害者虐待防止法について

④ 放棄・放任(ネグレクト)

しょうじ はい にゆうよく せんたく しんぺん せわ
食事や排せつ、入浴、洗濯などの身の世話を
かいじょ ひつよう ふくし いりよう きょういく
介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を
う しょう しゃ せいかつ かんきょう
受けさせないなどによって障がい者の生活環境や
しんたい せいしん じょうたい あつか ふとう ほじ
身体・精神状態を悪化させ、または不当に保持しないこと。

2 障害者虐待防止法について

お
○こんなことが起きました

りょう しゃ どうし ひがい はっせい
※ 利用者同士のケンカにより被害発生



しせつ しょくいん てきせつ たいおう おこな
施設職員が適切な対応を行っていないとき

しせつ しょくいん ほうき ほうにん
→施設職員による放棄・放任(ネグレクト)が
にんてい ばあい
認定される場合がある。

2 障害者虐待防止法について

けいざい てき ぎゃくたい

⑤ 経済的虐待

あいて どうい

ざいさん

相手の同意なしに(あるいはだますなどして)財産

ねんきん ちんぎん つか かって うんよう ほんにん きぼう

や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望

きんせん しょう りゆう せいげん

する金銭の使用を理由なく制限すること。

ぐたいてき れい

(具体的な例)

ねんきん ちんぎん わた どうい ざいさん よちよきん しょぶん

年金や賃金を渡さない、同意なく財産や預貯金を処分など

2 障害者虐待防止法について

(3) 障がい者虐待の判断に当たってのポイント

- ・ 虐待をしているという「自覚」は問わない。
- ・ 障がい者本人の「自覚」は問わない。
- ・ 親や家族の意向が本人ニーズと異なる場合がある。

※もし、市に通報があったらチームで虐待の有無を判断します。

2 障害者虐待防止法について

障がい者虐待発見チェックリスト

虐待していても本人にはその自覚のない場合や虐待されていても障がい者自らSOSを訴えないことがありますので、小さな兆候を見逃さないことが大切です。複数の項目に当てはまる場合は疑いがそれだけ濃いと判断できます。これらはあくまで例示なので、完全に当てはまらなくても虐待が無いと即断すべきものではありません。類似の「サイン」にも注意深く目を向ける必要があります。

<身体的虐待のサイン>

- 身体に小さな傷が頻繁に見られる
- 太ももの内側や上腕部の内側、背中などに傷やみみずばれが見られる
- 回復状態がさまざまに違う傷、あざがある
- 頭、顔、頭皮などに傷がある
- お尻、手のひら、背中などに火傷や火傷の跡がある
- 急におびえたり、こわがったりする
- 「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない
- 手をあげると、頭をかばうような恰好をする
- おびえた表情をよくする。急に不安がる、震える
- 自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない

<性的虐待のサイン>

- 不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる
- 肛門や性器からの出血、傷がみられる
- 性器の痛み、かゆみを訴える
- 急におびえたり、こわがったりする
- 周囲の人の体をさわられるようになる
- 卑猥な言葉を発するようになる
- ひと目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる
- 性器を自分でよくいじるようになる

<心理的虐待のサイン>

- かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる
- 不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度の睡眠などがみられる
- 身体を委縮させる
- おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどのパニック症状を起こす
- 食欲の変化が激しい、摂食障がい(過食、拒食)がみられる
- 自傷行為がみられる
- 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする

<放棄、放任のサイン>

- 身体からの異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍
- 部屋から異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、ゴミを放置
- ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシャツ、濡れたままの下着
- 体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそではガツガツ食べる
- 過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる
- 病気やけがをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない
- 学校や職場に出てこない
- 支援者に会いたがらない、話したがらない

<経済的虐待のサイン>

- 働いて賃金を得ているのに貧しい身なりでお金を使っている様子が見られない
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない
- 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない
- サービスの利用料や生活費の支払いができない
- 資産の保有状況と生活状況の落差が激しい
- 親が本人の年金を管理し遊興費や生活費に使っているように思える

2 障害者虐待防止法について

つうほう き む

(4) 通報義務があります

しょう しゃ ぎゃくたい う おも しょう しゃ
障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を
はっけん もの すみ
発見した者は、速やかにこれを

つう ほう

通報しなければならない

つうほうさき しちょうそんまた と どう ふけん
通報先は市町村又は都道府県

2 障害者虐待防止法について

○ 公益通報による不利益取扱いの禁止

けいほう ひみつ ろうじ ざい た しゅひ ぎむ かん ほうりつ きてい
「刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、
しょうがいしゃ ふくし しせつ じゅうじしゃ とう しょう しゃぎゃくたい つうほう さまた
障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の通報を妨げる
かいしゃく ほうだい じょうだい こう
ものと解釈してはならない。」(法第16条第3項)

しょうがいしゃ ふくし しせつ じゅうじしゃ とう しょう しゃぎゃくたい つうほう とう
「障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の通報等を
おこ じゅうじしゃ とう つうほう とう りゆう かいこ た
行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他
ふりえき とりあつ う ほうだい じょうだい こう
不利益な取扱いを受けない。」(法第16条第4項)

2 障害者虐待防止法について

しちょうそん やくわり せきむ

(5) 市町村の役割と責務

ようごしゃ しょう しゃぎゃくたい ばあい

○養護者による障がい者虐待の場合

- ・ つうほう 通報または とどけで 届出を受けた う 場合の ばあい 安全確認、あんぜん 事実確認等 かくにん 等 じじつ 事実確認等 かくにん 等 とう 等
 - ・ きょうりょくしゃ 協力者との たいおう 対応に関する かん 協議 きょうぎ 協議
 - ・ ほう 法に もと 基づく そち 措置及び およ そのための きよしつ 居室の かくほ 確保
 - ・ たちいり 立入 ちょうさ 調査の じっし 実施、めんかい 面会の せいげん 制限
 - ・ ようごしゃ 養護者の ふたん 負担 けいげん 軽減のための そうだん 相談、しどう 指導及び およ 助言 じよげん 助言
- など・・・

2 障害者虐待防止法について

しちょうそん せきむ
(市町村の責務つづき)

しょうがいしゃ ふくし しせつ じゅうじしゃ とう しょう しゃぎゃくたい ばあい

○障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の場合

つうほう とどけで う ばあい じじつ かくにん とう
・通報または届出を受けた場合の事実確認等

つうほう とどけで う ばあい とどうふけん ほうこく
・通報または届出を受けた場合の都道府県への報告

しょうがいしゃ ふくし しせつ しょうがいふくし じぎょう とう てきせい
・障害者福祉施設または障害福祉サービス事業等の適正な

うんえい かくほ む しゃかいふくほう しょうがいしゃ そうごう しえんほう
運営の確保に向けた社会福祉法または障害者総合支援法

きてい けんげん こうし
に規定する権限の行使

2 障害者虐待防止法について

ほけん いりょう ふくし とう かんけいしゃ せきむ

(6) 保健・医療・福祉等関係者の責務

しょうがいしゃ ふくし しせつ せつちしゃ とう

※障害者福祉施設の設置者等について

しょうがいしゃ ふくし しせつ じゅうじしゃ とう けんしゅう じっし

- ・障害者福祉施設従事者等の研修の実施

くじょう しより たいせい せいび

- ・苦情処理体制の整備

た しょうがいしゃ ふくし しせつ じゅうじしゃ とう ぎゃくたい

- ・その他の障害者福祉施設従事者等による虐待の
ぼうし とう そち

防止等のための措置

こう

を講ずるものとする。

2 障害者虐待防止法について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業所等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)から

第三 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

3 運営に関する基準

(20) 運営規程

⑤ 虐待防止のための措置に関する事項(第8号)

うんえいきてい さだ

※あらかじめ運営規程に定めることとしたもの

ア 虐待の防止に関する責任者の選定

イ 成年後見制度の利用支援

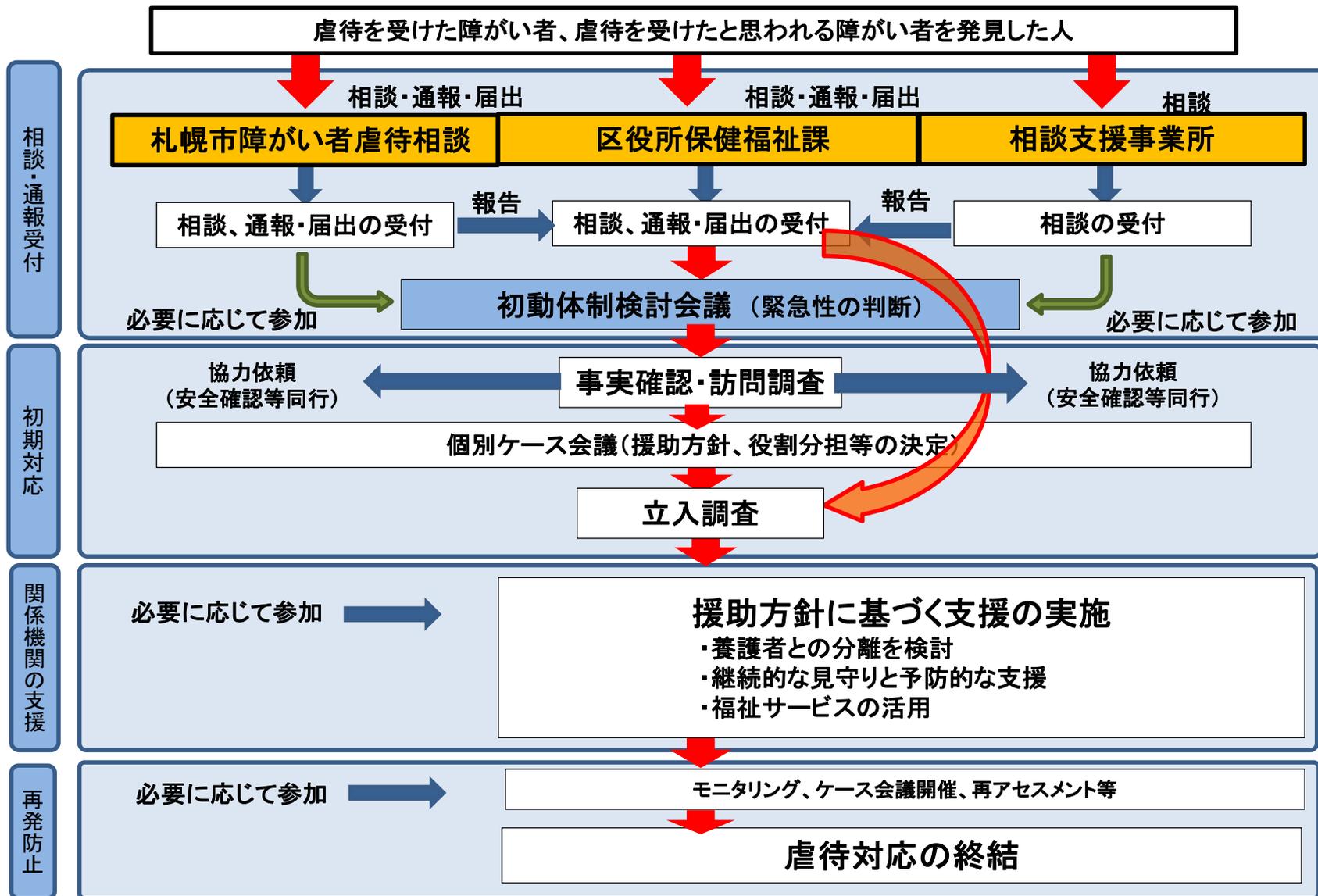
ウ 苦情解決体制の整備

エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(研修方法や研修計画など)

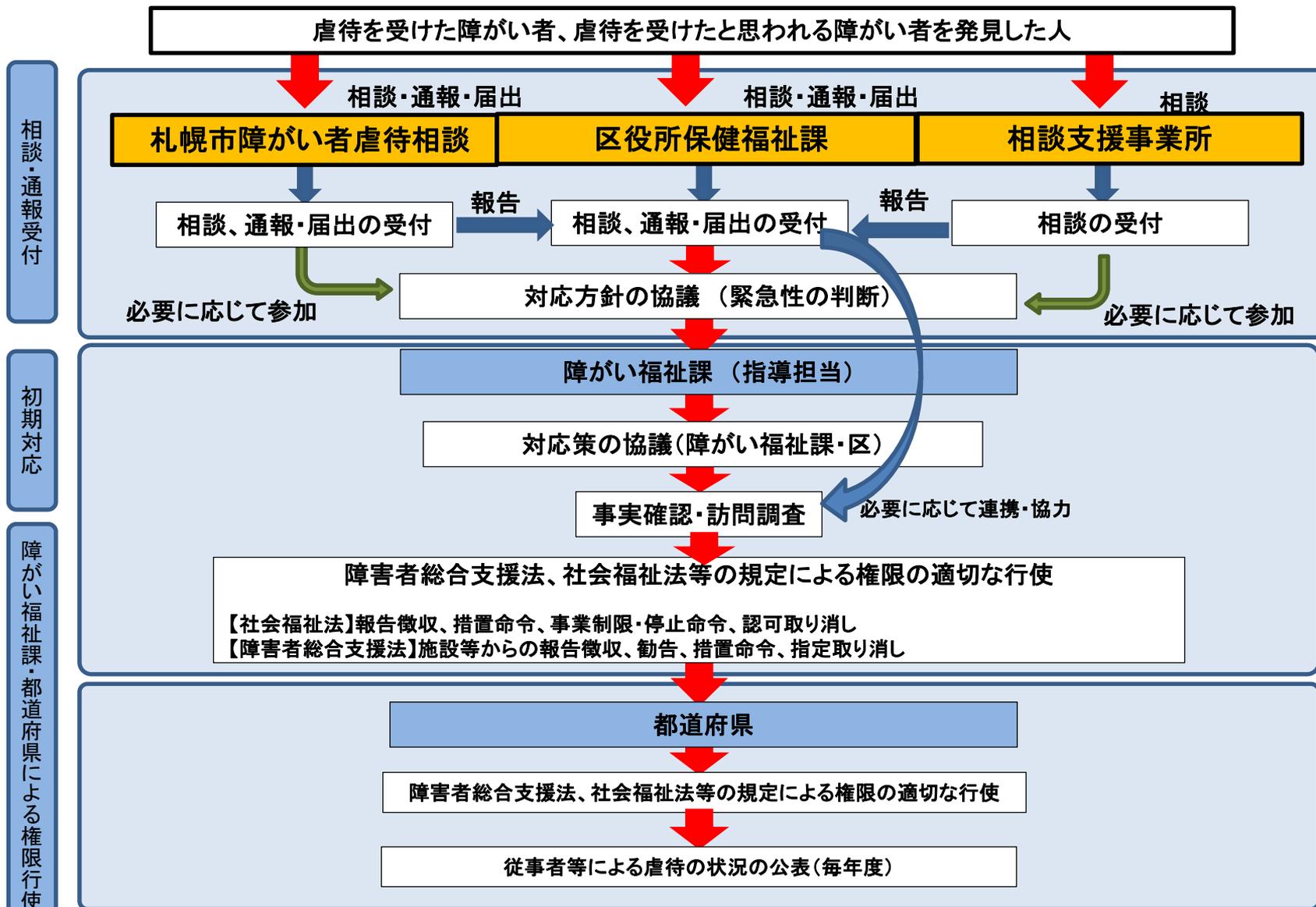
3 札幌市の障がい者虐待への対応

※ 養護者による障がい者虐待の例



3 札幌市の障がい者虐待への対応

※ 障害者福祉施設従事者による障がい者虐待の例



さっぽろし つうほう そうだん まどぐち

4 札幌市の通報・相談窓口

つうほう そうだん まどぐち

(1) 通報・相談窓口

さっぽろし しょう しゃぎやくたい そうだん

ア 札幌市障がい者虐待相談

かく くやくしよ ほけん ふくしか

イ 各区役所保健福祉課

いたく そうだん しえん じぎょうしよ しない しょ

ウ 委託相談支援事業所（市内20か所）

4 札幌市の通報・相談窓口

(2) 札幌市障がい者虐待相談

さっぽろし しゃかい ふくし きょうぎかい いたく
札幌市社会福祉協議会に委託

ア 設置場所

ちゅうおうく おおどおりにし ちょうめ さっぽろし しゃかい ふくし そうごう かい
中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター3階
でんわばんごう ばんごう

電話番号 632-7021 ファックス番号 613-5486

メール: gyakutai@sapporo-shakyo.or.jp

イ 窓口時間

まどぐち じかん
9:00~19:00 (土・日曜日、祝祭日、年末年始を除く)

※ 上記時間外の緊急連絡先 (NPO法人に委託)

じょうき じかんがい きんきゅうれんらくさき

でんわ ばんごう
電話番号 080-5723-0200

4 札幌市の通報・相談窓口

うけつけじ

たいおう

(3) 受付時の対応

【受付時に聞き取りする主な内容】

① 虐待の状況

- ・虐待の種類や程度
- ・虐待の具体的な状況
- ・虐待の経過
- ・緊急性の有無

② 障がい者の状況

- ・障がい者本人の氏名、居所、連絡先
- ・障がい者本人の心身状況、意思表示能力

③ 障がい者と家族の状況

- ・虐待者の状況、虐待者と障がい者の関係
- ・その他の家族関係

④ 障害福祉サービス等の利用状況や関係者の有無

- ・障害福祉サービス当の利用の有無
- ・家族に関わりのある関係者の有無

⑤ 通報者の情報

- ・氏名、連絡先、障がい者・養護者との関係

へいせい

ねんど

じょうきょう

5 平成27年度の状況

へいせい

ねん

がつ

へいせい

ねん

がつ

(平成27年4月～平成28年3月)

つうほう

とどけでとう

けんすう

(1) 通報・届出等の件数

じつけんすう

けん

ア 実件数 **213**件

うちわけ

イ 内訳

つうほう

とどけでしゃべつ

ちようふく

たんい けん

(通報・届出者別)

※重複あり

(単位:件)

ほんにん 本人	かぞく 家族	きんりんじゆみん 近隣住民	じぎょうしょ 事業所	けいさつ 警察	た その他
30	13	4	16	112	38

へいせい

ねんど

じょうきょう

5 平成27年度の状況

ぎゃくたい しゅるいべつ

ちょうふく

たんい けん

(虐待種別)

※重複あり

(単位:件)

しんたいてき 身体的	せいてき 性的	しんりてき 心理的	ほうき ほうにん 放棄・放任	けいざいてき 経済的
133	6	75	7	33

ぎゃくたいしゃべつ

たんい けん

(虐待者別)

(単位:件)

ようごしゃ 養護者	しせつじゅうじしゃとう 施設従事者等	しょうしゃ 使用者
144	35	34

ひぎゃくたいしゃ

しゅ しょう

たんい けん

(被虐待者)

※主たる障がい

(単位:件)

しんたいしょう 身体障がい	ちてきしょう 知的障がい	せいしんしょう 精神障がい	ふめい 不明
34	48	127	4

5 平成27年度の状況

(2) 虐待があったと判断した件数 28件

ぎゃくたい しゅるいべつ

ほんだん ちょうふく

たんい けん

(虐待種類別)

※重複あり

(単位:件)

しんたいてき 身体的	せいてき 性的	しんりてき 心理的	ほうき ほうにん 放棄・放任	けいざいてき 経済的
9	2	10	2	12

ぎゃくたいしゃべつ

たんい けん

(虐待者別)

(単位:件)

ようごしゃ 養護者	しせつじゅうじしゃ 施設従事者等	しょうししゃ 使用者
13	2	13

ひぎゃくたいしゃ

しゅ しょう

たんい けん

(被虐待者)

※主たる障がい

(単位:件)

しんたいしょう 身体障がい	ちてきしょう 知的障がい	せいしんしょう 精神障がい
5	13	10

6 平成28年度の状況

つうほう

とどけでとう

けんすう

(1) 通報・届出等の件数

じつけんすう

けん

ア 実件数 **195** 件

うちわけ

イ 内訳

つうほう

とどけでしゃべつ

たんい けん

(通報・届出者別)

(単位:件)

ほんにん 本人	かぞく 家族	きんりんじゅうみん 近隣住民	じぎょうしょ 事業所	けいさつ 警察	た その他
30	10	2	25	103	25

へいせい

ねんど

じょうきょう

6 平成28年度の状況

ぎやくたい しゅるいべつ

ちようふく

たんい けん

(虐待種類別)

※重複あり

(単位:件)

しんたいてき 身体的	せいてき 性的	しんりてき 心理的	ほうき ほうにん 放棄・放任	けいざいてき 経済的
126	7	54	12	31

ぎやくたいしやべつ

たんい けん

(虐待者別)

(単位:件)

ようごしや 養護者	しせつじゅうじしやとう 施設従事者等	しょうしや 使用者
129	40	26

ひぎやくたいしや

しゅ しょう

ちようふく

たんい けん

(被虐待者)

※主たる障がい

※重複あり

(単位:件)

しんたいしょう 身体障がい	ちてきしょう 知的障がい	せいしんしょう 精神障がい	ふめい 不明
22	42	120	11

へいせい

ねんど

じょうきょう

6 平成28年度の状況

ぎやくたい

はんだん

けんすう

けん

(2) 虐待があったと判断した件数 23件

ぎやくたい しゅるいべつ

ちょうふく

たんい けん

(虐待種類別)

※重複あり

(単位:件)

しんたいてき 身体的	せいてき 性的	しんりてき 心理的	ほうき ほうにん 放棄・放任	けいざいてき 経済的
7	3	4	0	11

ぎやくたいしやべつ

たんい けん

(虐待者別)

(単位:件)

ようごしや 養護者	しせつじゅうじしやとう 施設従事者等	しょうしや 使用者
11	7	5

ひぎやくたいしや

しゅ しょう

たんい けん

(被虐待者)

※主たる障がい

(単位:件)

しんたいしょう 身体障がい	ちてきしょう 知的障がい	せいしんしょう 精神障がい	ふめい 不明
5	8	9	1

7 平成29年度の状況

(1) 通報・届出等の件数

ア 実件数 **166** 件

イ 内訳

(通報・届出者別)

たんい けん

(単位:件)

ほんにん 本人	かぞく 家族	きんりんじゅうみん 近隣住民	じぎょうしょ 事業所	けいさつ 警察	た その他
35	14	3	28	78	8

7 平成29年度の状況

へいせい ねんど じょうきょう
 ぎやくたい しゅるいべつ
 (虐待種類別)

ちようふく
 ※重複あり

たんい けん
 (単位:件)

しんたいてき 身体的	せいてき 性的	しんりてき 心理的	ほうき ほうにん 放棄・放任	けいざいてき 経済的
93	6	56	14	29

ぎやくたいしやべつ
 (虐待者別)

たんい けん
 (単位:件)

ようごしゃ 養護者	しせつじゅうじしゃとう 施設従事者等	しょうしゃ 使用者
103	43	20

ひぎやくたいしや
 (被虐待者)

しゅ しょう
 ※主たる障がい

ちようふく たんい けん
 ※重複あり (単位:件)

しんたいしょう 身体障がい	ちてきしょう 知的障がい	せいしんしょう 精神障がい	た その他
27	51	91	5

7 平成29年度の状況

(2) 虐待があったと判断した件数 **13件**

ぎやくたい しゅるいべつ

ちょうふく

たんい けん

(虐待種類別)

※重複あり

(単位:件)

しんたいてき 身体的	せいてき 性的	しんりてき 心理的	ほうき ほうにん 放棄・放任	けいざいてき 経済的
6	0	4	0	6

ぎやくたいしやべつ

たんい けん

(虐待者別)

(単位:件)

ようごしや 養護者	しせつじゅうじしやとう 施設従事者等	しょうしや 使用者
5	3	5

ひぎやくたいしや

しゅ しょう

たんい けん

(被虐待者)

※主たる障がい

(単位:件)

しんたいしょう 身体障がい	ちてきしょう 知的障がい	せいしんしょう 精神障がい	ふめい 不明
4	6	6	0

8 虐待の事例

ようごしゃ ぎゃくたい じれい

(1) 養護者虐待の事例

被虐待者			虐待者		通報者	虐待の状況		
障がい	性別	年代	類型	被虐待者との関係		類型	内容	結果
知的	女性	50代	養護者	母	介護ヘルパー	心理的	本人の世話をしていた母(80代)が認知症により、記憶力、判断力が低下、本人に暴行暴言を行うようになる。ある日、母が本人に包丁を突きつけるところを母の訪問介護ヘルパーが目撃し区役所へ通報した。	区役所保健福祉課の担当職員が自宅を訪問。母は特養ショートステイを利用。その後、老健に入所した。本人の姉(別居)の協力を得て、本人のヘルパーの回数を増やし自宅で生活続ける。ヘルパーが入ることにより、生活、精神面も安定し、本人相談支援事業所の見守り体制も確立した。
身体	男性	20代	養護者	父	行政	身体的 心理的	父(継父)から本人と母への暴力(襟首を掴まれつよくゆすられる、ソファに押し倒されるなど)暴言があり、母が区役所の母子婦人相談員に相談したことから、障がい福祉課へも通報があった。 本人は、10代の頃から父に暴言等を受けていたとのこと。	区役所担当者が本人と母に面談し、本人を父から分離することとなり、緊急受入先を委託事業者を通じて探す。担当者はその後も受け入れ先で本人と面接。自宅にそのまま自宅に戻らず父と離れた生活のほうが良いということとなる。 その後、生活困窮者のシェルターに一時入所し、一人暮らしを行う。障がい者枠で就職、父との分離が完了した。
精神	女性	50代	養護者	知人	PSW	身体的 経済的	知人である男性が金銭管理を行っており、家賃滞納などが発生していた。金銭管理に異議を唱えると逆上し、本人を叩くなどの行為がみられた。 訪問看護の職員が養護者が知人を恫喝している場面を目撃している。 本人も生活が苦しいとの訴えあり。 通院先の精神科病院のカンファレンスにより、虐待が疑われたため区役所へ通報した。	身体的虐待については、関係者の証言から、あったと認められたため認定したが、経済的虐待については明確な証拠がなく判断に至らなかった。 弁護士等の協力も得て、通帳を本人の元にもどし、共同住宅転居を行った。養護者との関係を絶ち、転居後は住宅職員が金銭管理を行っている。

8 虐待の事例

しょう しゃふくし しせつ じゅうじしゃ ぎゃくたい じれい

(2) 障がい者福祉施設従事者虐待の事例

被虐待者			虐待者		通報者	虐待の状況		
障がい	性別	年代	類型	被虐待者との関係		類型	内容	結果
知的	女性	20代	施設従事者等	施設職員	施設長	性的	短期入所中の女性が施設の男性職員からキスを迫られ、体を触られたと他の女性職員に訴えがあった。施設長からの関係者への聞き取りで当該職員が事実を認めた。施設長は札幌市に通報した。	市役所障がい福祉課の担当者が、施設を訪問調査し、関係者から聞き取り等を行った。札幌市では、性的虐待があったことを認め、再発防止等を当該施設に指導するとともに北海道に報告した。
知的	女性複数人		施設従事者等	施設職員	施設関係者	身体的 心理的	施設入所支援で、①指示通りに掃除のできない利用者を大声で叱責する。②物に固執する利用者を日中寝かせないよう靴下を脱がせる③通院同行時に看護師から頭を叩かれる④支援員が利用者の肩を押し、転倒させる。など	他市支給決定者について、①②は虐待認定された。他の事案については、判断には至らないが、通報が多く寄せられる施設であり、再発防止、職員への研修等文書による指導を行った。
知的	男性他	10代他	施設従事者等	施設職員	施設元職員	身体的	放課後デイサービスの施設の利用者にとこ焼きパーティーで、当該施設の職員が、わさび入りのたこ焼きを食べさせ、複数の児童がたこ焼きを食べた。そのうち一人の児童が嘔吐した。食べさせられた利用者の祖母が子どもアシストセンターに相談した。また、施設の元職員からも通報があった。	市役所障がい福祉課の担当者が、施設を訪問調査し、関係者から聞き取り等を行った。当該事実があったことを確認し、身体的虐待を認定した。札幌市では、当該施設には、人格を尊重したサービスの提供、再発防止等を指導し、北海道に報告した。
知的	女性	20代	施設従事者等	施設長	相談支援事業所	心理的	就労継続支援A型事業所において、本人に職員から「ちゃんと仕事しろ、クビにするぞ」、「あなたはちゃんと仕事していないから給料を支払いたくない」などの言動があり、退職届を書くことを強要された。	市役所障がい福祉課の担当者が、施設を訪問調査し、関係者から聞き取り等を行った。退職届の強要があったことを施設長も認めたため、虐待認定をした。その他の言動については虐待とまでの判断には至らず。

8 虐待の事例

しょうしゃ ろくたい じれい

(3) 使用者虐待の事例

被虐待者			虐待者		通報者	虐待の状況		
障がい	性別	年代	類型	被虐待者との関係		類型	内容	結果
知的	男性	20代	使用者	事業主	行政	身体的 経済的	本人が労働基準監督署に最低賃金以下で働かされており、使用者に小突かれたと申し立てた。	労働基準監督署により臨時検査を実施、関係者の聞き取り調査等を行う。事業主は最低賃金法違反と賃金未払いを認める。また指導のつもりで、軽く叩いたことも認めた。未払い賃金は支給された。
身体	男性 他	60代 他	使用者	事業主	行政	経済的	就労継続支援A型の経営状態が悪く、突然閉鎖された。利用者等に特に説明はなく、賃金の未払いが生じた。	労働基準監督署の調査により、賃金の未払いを確認し是正勧告を行った。また、札幌市でも就労継続A型の事業所であるため、訪問調査を行い、賃金の不払を認め経済的虐待を認定し、北海道へ報告した。

8 虐待の事例

しゅうろうけいぞくしえん がたじぎょうしょ れい

(4)ー① ある就労継続支援A型事業所の例

○発生期間

平成29年4月頃～平成30年5月頃

○虐待の種類

身体的虐待・心理的虐待

○虐待者

職業指導員

○内容

利用者が虐待者から以下の行為を受けた

- ・仕事を間違うと肩を殴られたり、蹴られたりした
- ・品物が入った袋を投げつけられた、台車をぶつけられた
- ・次に何をすればいいかたずねた時、「知らねえ、お前らで勝手に考えれや」
- ・「ああと口くさい」、「ちょっと、お前そこどけや」と乱暴に言われるなど

8 虐待の事例

しゅうろうけいぞくしえん がたじぎょうしょ れい

(4)ー② ある就労継続支援A型事業所の例

○施設の対応

- ・当該職員について実際に暴力を振るう、暴言を言う場面の目撃情報あり
- ・現場ではかなり早い段階でこの状況を把握していた
- ・現場では当該職員に口頭注意を行っていたが改善されなかった
- ・市への報告が事例発生から1年ほど経った後であった

○その結果

- ・当該職員の虐待が繰り返され、最終的に職を失うこととなった
- ・虐待を事実と認定され、市から文書による指導をされた

○よかったこと

- ・報告は遅くはあったが、市に相談があった
- ・法人内で調査を行い、関係者から聴取を行い対応した
- ・市からの指導による業務改善に真摯に取り組み、改善報告書も適切に提出された

ぎゃくたい

じれい

8 虐待の事例

ちょうさ なか かん

(5) 調査の中で感じられたこと

しょう

しゃ

かん

ちしき

ふそく

○ 障がい者に関する知識不足

けいけん

しどう

○ 経験のみによる指導

ふそく

○ コミュニケーションの不足

◎ 最後に①

★どこでも虐待の芽は生まれる

ぎゃくたい め う

× 絶対に虐待はない～絶対にしてはいけない～

ぜったい ろんごくたい ぜったい

虐待が起きたら大変～起きるはずがない

ぎゃくたい お たいへん お

⇒虐待を否定する心理の形成

ぎゃくたい ひてい しんり けいせい

○いつ虐待の芽が生まれるかわからない～感性、

ぎゃくたい め う

かんせい

謙虚さ、風通しのよい職場

けんきよ かぜ とお しょくば

⇒虐待をエスカレートさせない

ぎゃく たい

○ まとめ

しょう しゃぎゃくたい たいおう もんだい しんこくか まえ そうき
◎ 障がい者虐待への対応は、問題が深刻化する前に早期に
はっけん たいおう さいはつぼうし つと じゅうよう
発見・対応し再発防止に努めることが重要。

ぎょうむ ちゅう ぎゃくたい う うたが かた き
◎ 業務中に、虐待を受けている疑いのある方に気づいた
ばあい すみ じじつ かくにん おこな さっぽろし しょう ふくし
場合、速やかに事実確認を行うとともに、札幌市障がい福祉
か そうだん でんわ ばんごう
課にご相談ください(電話番号 211-2936)。

ぎゃく ぎゃくたい さっぽろし しょう ふくしか れんらく
◎ また、逆に、虐待について札幌市障がい福祉課から連絡が
ばあい じんそく せいじつ たいおう つと
あった場合、迅速かつ誠実な対応に努めてください。

点検してみましよう

- 施設の理念はしっかりと職員に共有されていますか？
- 利用者への言葉遣いは適切ですか？
- 子ども扱いはしていませんか？
- 利用者のマイナス面や問題行動ばかりに目がいていませんか？
- 利用者の「自己決定」を言い訳に使っていませんか？
- 「見守り」を「見張り」と勘違いしていませんか？
- トラブルがあった時の連絡体制や責任者は明確ですか？
- 利用者の訴えにきちんと耳を傾けていますか？
- 家族や外部の人がいつでも気軽に出入りできますか？
- 障がい重いから少々不適切な対応は仕方がないと思いませんか？
- ヒヤリ・ハットについて、原因の検証はされていますか？

＜平成27年度北海道障がい者虐待防止・権利擁護研修より＞

ご清聴ありがとうございました

